

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	588,347	流 動 負 債	1,335,136
現金及び預金	255,989	買掛金	34,699
売掛金	242,905	一年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	1,248	短期借入金	744,340
前払費用	52,388	一年内返済予定の長期借入金	289,362
その他	36,911	未払金	65,131
貸倒引当金	△1,096	未払費用	25,977
固 定 資 産	1,590,468	未払消費税等	22,820
有 形 固 定 資 産	130,788	前受金	51,735
建物	55,749	リース債務	25,149
工具器具備品	9,645	賞与引当金	35,760
リース資産	65,392	その他	20,160
無 形 固 定 資 産	1,196,813	固 定 負 債	683,844
のれん	103,088	社債	70,000
顧客関連資産	66,960	長期借入金	539,227
ソフトウェア	100,299	リース債務	48,284
ソフトウェア仮勘定	926,465	資産除去債務	26,332
投資その他の資産	262,866	負 債 合 計	2,018,980
投資有価証券	28,000	(純 資 産 の 部)	
差入保証金	35,450	株 主 資 本	159,835
長期貸付金	27,994	資 本 金	150,000
繰延税金資産	122,981	資 本 剰 余 金	50,000
その他	48,440	資本準備金	50,000
		利 益 剰 余 金	△40,164
		その他利益剰余金	△40,164
		(当期純利益)	(153,726)
		繰越利益剰余金	△40,164
		純 資 産 合 計	159,835
資産合計	2,178,815	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,178,815

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～18年

工具器具備品 2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

D X事業については、当社のD X事業では、最新のアプリケーションをインターネットを通じて提供するS a a S（クラウドサービス）が主な収益となっており、当社提供の「K n o w l e d g e S u i t e（ナレッジスイート）」が主な製品となっております。これらのS a a Sは、サービスを提供する期間を通してアクセスが可能となった時点から一定期間にわたって収益を認識しております。ただし、受領すべき対価に重要な不確実性が存在する場合、その不確実性が解消された時点で収益を認識しています。また、収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けています。B P O事業については、当社では、マーケティング支援サービスを行っております。これらは、検収が完了した時点で収益を認識しています。ただし、受領すべき対価に重要な不確実性が存在する場合、その不確実性が解消された時点で収益を認識しています。また、収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております